

水とみどりの景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書	
善福寺川・神田川・妙正寺川沿い周辺地区 高さ 10m以上又は延べ面積 500 m ² 以上	
当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
①敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設けるなど、圧迫感を軽減するような配置とする。	
記載欄	
②壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまちなみに配慮した配置とする。	
記載欄	
③河川にも建築物の顔を向けた配置とする。	
記載欄	
④地域の景観資源となる樹木等がある場合は、これらを生かした配置とする。	
記載欄	
(2) 規模	
①高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。	
記載欄	
②河川沿いの散策路や橋梁などの周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。	
記載欄	
(3) 形態・意匠・色彩	
①形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、水辺の自然環境や周辺建築物と調和を図る。	
記載欄	
②外壁は、河川に面して長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。	

記載欄
③色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」（杉並区景観計画 P. 96）に定める基準に適合したものとする。
記載欄
④低層住宅地に近接する幹線道路沿道地区では、急激なスカイラインの変化を避ける。
記載欄
⑤屋上に設備などがある場合は、建物と一体となったデザインとするなど周囲からの見え方に配慮する。太陽光パネルは設置位置や色など、景観を損なわないような工夫をする。
記載欄
（４）公開空地・外構・緑化等
①河川沿いのオープンスペースは、隣接するオープンスペースとできるだけ連続性をもたせる。
記載欄
②敷地内はできる限り緑化を図り、周辺のみどりと連続させるとともに、河川からの広がりにも配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。
記載欄
③緑化にあたっては、川辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。
記載欄
④塀や柵は、できる限り生垣とする。
記載欄
⑤夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を川に向けないようにする。
記載欄
⑥外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った形態・色調・素材とする。

記載欄
上記以外で特に景観に配慮した事項
記載欄